

市長におけるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会会議録

1. 開催日 令和8年8月25日
2. 場所 全員協議会室
3. 出席者 百上真奈、赤堀久実、陶山美佐、北山太加視、森中秀哲、福村教親
上田宗久、中岡久徳
4. 欠席者 なし
5. 委員外議員 内原篤、桃井弘子、山下典子
6. 理事者 なし
7. 証人 吉岡同和課長、稲森市長
8. 補佐人 弁護士 藤原規眞
9. 事務局 城北市議会事務局長、藤岡議事課長、山口議事課副参事兼議事調査係長
久保議事課主幹
10. 案件 1 証人への尋問
2 その他
11. 会議の次第

(午前10時 開会)

委員長（百上真奈君）

ただいまより、市長によるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会を開会します。

ただいままでの出席委員数は8名、会議は成立しました。

会議録署名委員に上田委員をお願いします。

本日の事項は、1「証人への尋問」、2「その他」です。

それでは、第1項「証人への尋問」を議題とします。

本日は2名の方に証人尋問を行います。

まずは、申立人、それから昼休憩を挟みまして、午後1時から、市長に証言を求めることとしております。

それでは、証人お入りください。

(証人 入室)

委員長（百上真奈君）

お座りください。

証人におかれましては、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本委員会の調査にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。

本委員会の証人尋問は、民事訴訟法の規定が準用されます。これに

より証人は証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には証言を拒むことができます。

1、証言が証人又は証人の配偶者、4親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族の關係にあり、又はあつた者、後見人と被後見人の關係にある者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、又は証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合。

2、公務員又は公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合。

3、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者、又はこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合には、証人が証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨お申出ください。これら以外の場合は、証言を拒むことはできません。

もし、正当な理由がなく証言を拒んだ時は、6箇月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処されることとなります。

さらに証人には、宣誓をしていただくかはなりませんが、証人又は証人の配偶者、4親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族の關係にあり、又はあつた者、後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項について尋問を受ける時は、宣誓を拒むことができます。これら以外の場合は、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした場合には、3箇月以上5年以下の拘禁刑に処せられる場合があります。

以上、証人の方はご承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人の宣誓を求めます。

傍聴の方を含め、全員ご起立願います。

(全員 起立)

委員長（百上真奈君）

証人、宣誓書の朗読を最後のご自身の氏名までお願いします。

証人（吉岡同和課長）

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和8年8月25日、吉岡一。

(証人 署名・押印)

委員長（百上真奈君）

では、皆さまご着席ください。

では、これより証言を求めますが、証言は求められた範囲を超えないこと、また発言の際には挙手をしていただき、その都度委員長の許可を得るようにしてください。なお、発言は着座のままで結構です。

委員の皆さまに申し上げます。

まず、委員長から総括尋問を行い、その後各委員から総括質問以外の事項について尋問していただきます。

尋問に当たっては、個人の氏名及び法人の名称の発言にはご注意ください。また、尋問時間は、証人一人当たり 60 分間以内としておりますので、尋問は簡潔・明瞭をお願いします。併せて、不規則発言、議事進行を妨げるような発言のないよう、よろしくお願いいたします。

それでは、証人への尋問を開始します。

事前に回答書をいただいておりますので、確認させていただきます。

氏名、吉岡一。生年月日、昭和 47 年 1 月 11 日。採用年月日・職種、平成 2 年 4 月 1 日採用、事務職員。令和 6 年 12 月 26 日本件発生当時の所属及び役職、資産経営課長。

以上について、全て相違ありませんか。

証人（吉岡同和課長）

相違ございません。

委員長（百上真奈君）

それでは、続けて伺います。

令和 6 年 12 月 26 日、午前 8 時 40 分頃に市長からの電話を受けましたか。

証人。

証人（吉岡同和課長）

受けました。

委員長（百上真奈君）

電話のやりとりについて説明してください。

証人。

証人（吉岡同和課長）

旧ふれあいプラザの契約の件について、社員 C を雇っていることが、その会社は信用ならないということで、それを理由に契約解除してくださいと。というような内容でした。

委員長（百上真奈君）

令和6年12月26日、午前8時45分頃、資産経営課において、市長から、旧ふれあいプラザの契約解除について話をし「いいかげんなことばかりして、こちらが指示したことをしないからや」「4年間何もしないで」と申立書には書いてありましたが、そういったことを言われましたか。

証人。

証人（吉岡同和課長）

それは電話の後で、市長が資産経営課に来課された時の話です。

委員長（百上真奈君）

8時45分頃ということですね。

証人。

証人（吉岡同和課長）

はい。

委員長（百上真奈君）

それからですね、添付資料に記載のある「以前にも言いましたが」とのことですが、いつ、どのように何を言われたのかお答えください。

証人。

証人（吉岡同和課長）

令和6年12月12日の、午前か午後かは不確かなのですが、その時も資産経営課に来られて、それから席を4階のエレベーター前のミーティングスペースに移して、市長から「社員Cを辞めさせることはできないか」とそのときに言われました。

それについて私は「民間の事業者の人事のことを市役所が言うのは、その権利はないので、それはおかしい」と、ですので「市長がいい気をしていないということを伝えておきます」ということをお話しさせていただきました。

委員長（百上真奈君）

法人Bに社員Cの解雇を伝えましたか。

証人。

証人（吉岡同和課長）

解雇とまでは言っていませんけれども、「市長がいい気をしていない。解雇を望んでいる」というところまでは私は話をしました。

委員長（百上真奈君）

市長より「あなたの処遇も考えますよ」と言われましたか。

証人。

証人（吉岡同和課長）

はい、はっきり言われました。

委員長（百上真奈君）

いつ言われたか覚えていますか。

証人。

証人（吉岡同和課長）

それは12月26日の電話がかかってきたとき、電話の中の話でそう
いったことがありました。

委員長（百上真奈君）

市長より「異動希望を書いてください」と言われましたか。

もし言われたならば、それはいつのことですか。

証人。

証人（吉岡同和課長）

それも12月26日の8時40分頃の電話の中で、私が処遇のことにつ
いて「それはどういうことですか」ということ聞きますと、その回答
が「もういいです。異動希望を書いてください」と言われました。

委員長（百上真奈君）

市長より「あなたの処遇を考えますよ。異動希望を書いてくださ
い」と言われたとき、あなたはどのように感じましたか。

証人。

証人（吉岡同和課長）

まず「処遇を考えますよ」と言われたときには、こういうことを今
の御時世で言われるのだと、驚きと、脅迫に近い話なのかなというふ
うに感じました。

委員長（百上真奈君）

申立書に「市長はパワハラのことに対して断りの言葉を一旦述べ
た」とありますが、具体的な言葉はどのようなものでしたか。

証人。

証人（吉岡同和課長）

私が先ほどの発言が「パワハラに当たりますよ」と言ったときに
は、少しおいた話の中で、「先ほどのパワハラ発言については謝りま
す。」という言葉述べただけで、謝罪とかは全くありませんでし
た。

委員長（百上真奈君）

市長といわゆる口論になったときに、財務部長が仲裁に入りました
か。

証人。

証人（吉岡同和課長）

財務部長が止めてくれました。

委員長（百上真奈君）

市長とあなたは以前からトラブルを抱えていましたか。

証人。

証人（吉岡同和課長）

そのときまではそういったトラブルはなかったと思っております。

委員長（百上真奈君）

本件についてハラスメント担当部署に相談しましたか。

証人。

証人（吉岡同和課長）

相談というわけではないですけれども、人事課にも何かのついで話で「こういうことがあったんやで」という話はさせていただいたと思います。相談という形では持って行ってなかったと思います。

委員長（百上真奈君）

市長指示の内容確認なのですが、市長との協議の中で、旧ふれあいプラザの件について、法人Bが社員Cを雇っていることについて会社として信用できないから契約を解除するよう指示されましたか。

証人。

証人（吉岡同和課長）

協議というのは、電話も踏まえてですか。私とエレベーターホール前で話をしている時も踏まえてですか。協議の場所をもってということですか。

委員長（百上真奈君）

すいません。

これはそのときではなくて、本件前後で旧ふれあいプラザについて協議をする機会があったと思うのですけれども、そういった中で、法人Bが社員Cを雇っていることについて信用できないから契約解除するように指示されたことはありましたかということです。

証人。

証人（吉岡同和課長）

契約解除という話はなかったです。

委員長（百上真奈君）

法人Bとの契約解除の時期について、本件発生前に協議した内容はどうなものでしたか。

証人。

証人（吉岡同和課長）

令和6年11月14日に事業完了期限の延長をしてくださいという申出がありまして、前市長のときでしたが、検討することができたのですけれども、やはり新市長に代わることが分かっているながら、その時に契約を検討するのはフェアではないということがあったもので、新市長になるまでの間待たせていただいて、その後こういうことが挙がっていますと。その中で延長を検討することを認めることについての協議はさせていただき、それで決裁を上げさせていただいています。

委員長（百上真奈君）

市長より民間企業の従業員に対して解雇を伝えることは正当な業務命令だと思いますか。

証人。

証人（吉岡同和課長）

思いません。

委員長（百上真奈君）

私からの質問は以上とさせていただきます。

それでは、続けて、委員の皆さんから質問を受けます。

福村委員。

委員（福村教親君）

お忙しいところありがとうございます。

申立人が証人ということですので、少し細かく聞かせていただきます。

先ほど委員長から総括尋問の中でありました、電話の時点で「社員Cを雇用している法人Bは信用ならないから今すぐ契約解除してください」と指示されたと、あなたの回答書にあるのですけれど「今すぐ」というものもありましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

あったと記憶しております。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

それに対し「民間の従業員に対してこちらから解雇するようには言えません」と述べておられている、これ間違いございませんか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

間違いございません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

そのときあなたは、この指示は業務上の権限を超えた指示だと思いましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

そう思いました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

そのときに、やらないならあなたの処遇も考えますよと、市長は「処遇」という言葉は使われましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

はっきりと「処遇」と言っておりました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長が「やらないなら、あなたの処遇も考えます」と言い放ち、それに対して「それはどういうことですか」とあなたが返答したところ、「もういいです、分かりました。異動希望を書いてください。」と言ったので、あなたは「異動希望は私が決めることですので、市長に指示されるものはものではないです。」と返すと、市長は「もういい。異動希望を書いてください」と、このとき2回重ねて「異動希望を書いてください」という文言を発しましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

はい、そのとおりです。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

その後、市長が来課し再度言及してきたために、あなたは「先ほどの発言はパワハラに当たりますよ」と発言しましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

はい、発言しました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

その後、市長は「いい加減なことばかりして、こちらが指示したことをしないからや」「4年間何もしないで」という発言があったと委員長の尋問に対し回答をいただきました。

その後、あなたは「契約解除は市長からの指示ということですね」それに対し市長は「そうです」と答えているということですが、これに間違いありませんか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

はい、間違いございません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

質問が変わります。

令和7年、月日は明確ではございませんが、副市長から、当時の財務部長を通してあなたに対して公平委員会への相談を提案したとの証言があり、それをあなたは断ったとされていますが、どうして断られたのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

1点訂正させていただいてよろしいでしょうか。

委員長（百上真奈君）

どうぞ。

証人（吉岡同和課長）

公平委員会への提案をいただいたのは、令和８年４月以降、私が議長申立てをした以降でございまして、公平委員会のお話を持ってきたのは、現在の総務部長です。

そこで、公平委員会への提案を私が受けなかったのは、公平委員会は人事のことがメインになってくるだろう。私は人事のことを言っているわけではないと。それが１点ありました。

それともう一つは、これだけの期間放置されて、まだ被害者の私に公平委員会への申立てをしろというのかという、そちらの怒りがありました。

ただ、令和６年１２月の時点でそういう提案をいただいていたら、現総務部長からは組織のことも話し合える場所なんだという説明を受けましたので、その時点でしたら、私は提案を受けて公平委員会に申立てをしていたと思います。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

回答書によると、本件の２週間前、１２月１２日に法人Ｂが社員Ｃを雇用している会社だから信用できない。社員Ｃを辞めさせるよう法人Ｂに伝えるよう証人に指示したということです。そこで証人は、民間企業の雇用に対して市が意見することは適切でないことを市長に伝え、社員Ｃの雇用について市長は快く思っていないことを事業者に伝えることを提案し、市長も承諾した。とありますが、なぜ、あなたから市長にそのような提案をされたのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

そういったことがないと市長が収まらないと私は思ったからです。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

証人から法人ＢのＥ社長に架電をし、この内容と併せて当該社員Ｃが市庁舎内で目立った行動することを控えるように指示した。と回答書にございますが、社員Ｃが目立った行動というのは具体的にどのようなものを指しているのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

採用されたときに名刺を配って歩いたりして、旧ふれあいプラザの件について「どういうふうになっているんや」ということを聞いてくれていましたので、そういったことは私はE社長としかお話ししないのでということも言わせてもらってありましたので、庁内でのそういった動きを少なくするようということには言わせていただきました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

社員Cが、本件前日の12月25日に来庁していたことを見聞きしたことがありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

聞いております。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

その内容はどのような内容ですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

前市長がクレイジー発言に対して質問状を持ってきたところで、ちょっとトラブルがあったような話を聞いております。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

最後2点聞かせていただきます。

今回あなたは実名を公表してまで議会に申立てをされました。その思いというのはどのようなものですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

まず実名を挙げないことには、誰が言っているのか分からないということで、本当かどうか真偽が定かでないということで有耶無耶にさ

れることがあるかも知れませんし、それとあと、私の親しい後輩とかもパワハラ被害にあっている話も聞いておりましたので、その者達に声を挙げよというよりも、私が受けたことを前面に出て言ってから、その者達も守ってあげたい、そのような気持ちの中で挙げさせてもらいました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

最後にいたします。

本件発生から約1年半以上経過しておりますけれども、そのことについて何か思うところがありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

いろんな話を聞いていますと、私がきちんと仕事をしていることで、1年半も放置されている。私が病気になって休んだり若しくは自死しないと、何も動かないのかという憤りを感じております。

委員長（百上真奈君）

ほかの委員の皆さんいかがですか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

お疲れさまです、お願いします。

電話で異動希望を書いてくださいということと言われたということなのですが、それは社員Cの解雇について反論したからなのか。契約解除を進めようとしていないというふうに捉えられたからなのか、どちらと認識をされていますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

社員Cの解雇に基づいた契約解除を行わないから、その二つが合わさっていると私は考えております。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

12月26日の朝に、資産経営課に市長が来て、一方的に旧ふれあいプラザの契約解除についてお話をされたということで、申立書には

「いいかげんなことばかりして、こちらが指示したことをしないからや」「4年間何もしないで」というふうに述べていますけれども、具体的に、このとおりのことをそのまま言ったのか、その前後によるものが関連していたのか、そのときの具体的な言葉で言われたことを再現してもらえますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

そこまでは詳しく私も言えないのですが、そのときに私が言われて、なぜそういうことを言われなければならないのかと思ったところの話は、特に「4年間何もしないで」というのは、しなかったのは私らではないので、私らは契約のことについて向かい合って動いておりましたので、そういったことに対し、自分の引っかかるところがあったので覚えているところでございます。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

パワハラ認定のために、市長の発言が業務上の指示として適切なものなのかということをこの委員会としても判断しなければいけないのでお尋ねするのですが、あなたの申立書の添付資料において、12月26日の朝、市長と電話や口頭で議論があった後で、あなたが「契約解除は市長の指示ということですね」というふうに確認して終わっているというふうになっています。

これは契約解除をめぐる、契約解除を今のところは考えてない財務部資産経営課と、旧ふれあいプラザの跡地活用を急ぐということを選挙公約にしていた市長との間に意見の対立があったということを表しているのかなと思うのですが、財務部としては契約解除は考えず、契約を残して違約金を法人Bとの契約の中で支払ってもらおうということを考えていたということでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

そのことを検討するための決裁を市長決裁で12月5日に決裁をいただいております。その中には三つの書類を出していただくことを条件にして事業期間の延長を検討するということを1月31日の期限をもってやっておりました。

それまでの間は、幾ら急いでも、契約解除をしようとしても契約金の返還とか、そういった予算計上もできていない中で、すぐにというのは無理な話なのです。

その決裁で、1月31日まで待つということを決めてあったのに、契約を解除するということは、これはおかしいという話であると私たちは考えておりました。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

理由としては、契約解除をしてしまうと違約金をもらえなくなるということを説明されて、それで契約解除に皆で合意したということで理解していいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

それは12月26日の話ですか、決裁の話ですか。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

12月26日に至るまでの間、12月5日に決裁をもらっているわけですが、決裁をもらったときには、ここで契約解除してしまうと違約金もらえなくなるから、こういう形で1月末まで延ばしましょうということで合意を得て、ハンコを押してもらったのかという質問です。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

違約金の話もあると思うのですが、その事業が進むかどうか、そこがやはり一番の肝になっていたと認識しております。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

そのことによって市長は分かりましたという感じで、今までの協議の流れの中でハンコを押されたということでよろしいですね。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

はい、決裁をいただいたということは、そういうふうに捉えております。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

何点か聞かせていただきたいと思います。

法人Bの契約解除及び社員Cの解雇についての市長発言について、あなたに異動届を書くようにという指示とつながりはあると考えましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

つながりはあると考えました。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

「やらないなら、あなたの処遇も考えますよ」という市長の発言について、どういうふうに受け止められましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

脅しとして捉えました。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

市長には当然人事権があるわけです。異動届を書くようにと言われたことをどんなふうに考えられましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

私は4月以降、資産経営課で同じような仕事はできないであろうということを考えました。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

12月26日の出来事を報告書として提出されていると思うのですが、決裁の途中で修正あるいは訂正などの意見は出てまいりましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

私が挙げたのはあった事実を書いたもので、当時の財務部長にすぐに上げさせていただきましたが、訂正はございませんでした。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

その報告書に記載の内容は、あえて聞きますが、真実を記載されたものですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

全て事実です。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

12月26日から今回4月17日に申出書を提出されるまでの間で、行政側から具体的な聞き取りや、対処の進行途中であったかも分かりませんが、問い合せを含めて、意見の聞き取りなどの申出を受けたことはありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

一切ございません。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

「いいかげんなことばかりして」という不穏当な発言を市長から受けているわけですが、あなたの仕事を行っている立場として、この言葉をどういうふうに受け止められましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

私は当時怒りの部分に変わってきました。

侮辱されているような気になりました。

委員長（百上真奈君）

他の委員の皆さんから質問はございませんか。

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

ありがとうございます。

12月5日に決裁をいただき、12月6日付けで事業完了の期限を検討するという文書を法人Bに、提出期限を1月31日として通知されました。

その期限の間、市長から契約解除の指示ということで、あなたが自ら動かないといけない、市長からのそういう指示がありましたが、そのことについて、そのときに感じた率直な気持ちをお答えください。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

12月12日の日に解雇の話を市長が持ってきたときに、私が市長がいい気をしていないということを法人Bへ伝えたことで、私は一旦終わったことだと思っていましたので、そのときに、なぜそんな話を電話でいきなり言われたので、なぜそうなるんだという気持ちです。

委員長（百上真奈君）

副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

業務的に、この1月31日、法人Bに対して、この完了期限を検討するというのを一旦通知したことに対して、今までの業務上で過去にそういった同じような、例えば、相手に対して期限を延長したことに対して、それに至るまでに契約解除であったりという業務というのは当たり前のようかどうか、以前からそういうことは行われていたのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

そういったことはないですし、今の市長が就任されて間もないこ

とですので、そういった指示もないですし、期限延長をこちらから通知した中で、それを一方的に反故にするような、そういった仕事の仕方はしておりません。

委員長（百上真奈君）

副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

反故にするようなというのは。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

なかったことのようにするということは、よほどの理由があったりとか、契約違反の項目を発見したときにはそういうことがあるかも分かりませんが、そういったことがない中で、約束事とかこちらが通知した期限を一方的に破るようなことはございません。

委員長（百上真奈君）

副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

本件以外に、市長からそういう職務範囲以外の指示は受けたことはありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

令和6年12月12日、社員Cを解雇できないですかという話を持って来られたときが初めてであったと思います。

委員長（百上真奈君）

副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

今回の件で、証人は精神的また業務的にどのような影響を受けましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

ここにつきましては、私もやはりついて来てくれる部下がいましたので、やはりそういうところは見せたくないし、普通にしておりましたが、やはり市長の顔を見ると、それなりのストレスがありました。

委員長（百上真奈君）

他の委員の方からご質問はありませんか。

北山委員。

委員（北山太加視君）

先程の質問に重複するかも知れませんが、契約の解除であったり、職員の解雇であったり、あるいは人事異動の希望届を出すように強要されたようなことになるわけですが、あなたは精神的な苦痛を受けましたか、端的にお願いいたします。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

苦痛はありました。ストレスになっているというのはそういうことです。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

そのストレスに感じ苦痛に感じたことで、通院された事実がありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

それはございません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

1年半経って部署も変わられて、事案発生前と今もモチベーション変わらずに業務には努められていますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

はい、仕事は伊賀市のためにやるので、変わらずさせていただいているつもりです。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

今までの一連の中で1月31日の事業完了期限を検討する条件に

ついて、市長から法人Bに提出書類を求めているわけですが、その間にこういうことを言われて、率直にどういう思いが頭によぎりましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

率直な思いですと、何をおっしゃっているのかなと。流れがあるのに、そういったことを決裁で認められたのに、何をおっしゃっているのかなというのが、率直な思いです。

委員長（百上真奈君）

副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

現在の相談体制のどこに問題があるとあなたは考えますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

まず、特別職からパワーハラスメントと思われる事例があったとき、どこへ相談していいのかというのがあると思います。

私もハラスメント相談員制度があるのは知っていますが、それは私より職責が下の方が担っておられて、このような重たい事例を、私が部下に当たるような人たちに相談して、逆にそれがハラスメントになるのではないかという考えを起こすようなところになっておりますので、そういったところをきっちりと整理してもらいたい。

そうでないと、一般職員同士のハラスメントが起こっていても、実は解決ができないのではないかということを思いました。

委員長（百上真奈君）

他の委員の皆さんから、ご質問ございませんか。

北山委員。

委員（北山太加視君）

今回申し立てをしていただいて、おおよそ時間的なものですが、1年半ほどの時間を要していることについて、残念なことと考えていることがあればおっしゃっていただきたい。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

先程も言いましたが、私が病んで休んだり自死しなければ何も

動かないのかなというところが残念なところであると思っております。

委員長（百上真奈君）

私のほうからもう 1 点、12 月 26 日の当時、財務部長への報告は証言があったと思うのですがけれども、電話を切った後、また、カウンター、エレベーター付近でそういったことがあった後、その直後に他のどなたかにお話をされた記憶はありますか。

証人。

証人（吉岡同和課長）

当時いた周りの職員には、こんなことを言われたと、不満や怒りをぶちまけていたと思います。

委員長（百上真奈君）

はい、他にございませんか。

（「ない」と呼ぶ者あり。）

委員長（百上真奈君）

他にないようですので、以上で申立人に対する証人尋問を終了いたします。

証人におかれましては、ありがとうございました。

ご退席いただいて結構です。

（証人 退席）

委員長（百上真奈君）

暫時休憩といたします。再開は午後 1 時です。

（午前 10 時 40 分 休憩）

（午後 1 時 再開）

委員長（百上真奈君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、市長に証人としてお入りいただきます。

それでは、証人お入りください。

補佐人の同席を許可しておりますので、補佐人の方もお入りください。

（証人及び補佐人 入室）

委員長（百上真奈君）

お座りください。

市長、机上の上に持ち込まれたものについて、置かないように。

それではですね、証人におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

本委員会の調査にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。
します。

証言を求める前に証人に申し上げます。

本委員会の証人尋問は民事訴訟法の規定が準用されます。これにより証人は証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には証言を拒むことができます。

1、証言が証人または証人の配偶者、4親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族の關係にあり、又はあつた者、後見人と被後見人の關係にある者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、又は証言がこれらの者の名譽を害すべき事項に関する場合。

2、公務員又は公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合。

3、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者、又はこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨お申出ください。これら以外の場合は証言を拒むことはできません。

もし、正当な理由がなく証言を拒んだときは、6箇月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処せられることとなります。

さらに証人には宣誓をしていただくかはなりませんが、証人又は証人の配偶者、4親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族の關係にあり、又はあつた者、後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項について尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。これら以外の場合は、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした場合には、3箇月以上5年以下の拘禁刑に処される場合があります。

以上、証人の方はお承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

傍聴の方を含め、全員ご起立願います。

(全員 起立)

委員長（百上真奈君）

では、証人宣誓書の朗読を最後のお名前のところまで含めて、朗読をお願いいたします。

証人（稲森市長）

宣誓書、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和8年8月25日、稲森稔尚。

（証人 署名押印）

委員長（百上真奈君）

では皆様ご着席ください。

これより証言を求めますが、証言は求められた範囲を超えないこと、また発言の際には挙手をしていただき、その都度委員長の許可を得るようにしてください。なお、発言は着座のままで結構です。

委員の皆様には、午前中に引き続き、簡潔明瞭な質問をしていたくと同時に、概ね60分程度とは考えておりますので、その点のご配慮と、尋問に当たっては個人の氏名及び法人の名称の発言については、くれぐれもご注意ください。よろしくお願いいたします。

ここで補佐人の方に申し上げます。

補佐人におかれましては、次の条件をご承知おきください。

- 1、補佐人の助言は、証人が委員長の許可を得て、証人が補佐人に助言を求めた場合にのみ認めます。それ以外の助言はできません。
- 2、助言の範囲は、宣誓及び証言拒絶に関する事項に限られます。その範囲を超えると認めた場合、補佐人同席の許可を取り消す場合があります。
- 3、補佐人は助言以外に自ら発言することはできません。
- 4、補佐人の筆記用具の持込みは可としますが、助言は口頭によるものとします。
- 5、補佐人の席は証人席の後方としております。

なお、委員会への出席者として記録されること、費用弁償の対象とはならないことも併せてご承知おきください。

また、証人が補佐人に助言を求める際は、証人は助言を求める内容について、その都度委員長の許可を得てください。助言を求める内容については、助言を認めない場合がありますのでご承知おきください。

それでは、証人への尋問を開始いたします。

事前に回答書をいただいておりますので、私のほうから確認させていただきます。

氏名、稲森稔尚。生年月日、昭和58年11月16日。就任年月日

令和6年11月21日。ただいまのことについて、全て相違ございませんか。

証人。

証人（稲森市長）

間違いありません。

委員長（百上真奈君）

では続けて、私のほうから総括して尋問をさせていただきます。
あなたは令和6年12月26日木曜日午前8時40分頃、資産経営課長に電話しましたか。

証人。

証人（稲森市長）

はい。

委員長（百上真奈君）

電話の内容について説明してください。

証人。

証人（稲森市長）

旧上野ふれあいプラザについて、速やかに契約解除をするように求めました。

委員長（百上真奈君）

あなたは、法人Bが社員Cを未だに雇っていることについて、会社として信用できないから今すぐ契約を解除するように、資産経営課長に指示しましたか。

証人。

証人（稲森市長）

民間の従業員の方がいるかいないということにかかわらず、契約不履行を起こした事業者であるからこそ契約解除を指示したものです。

委員長（百上真奈君）

あなたは資産経営課長に「あなたの処遇も考えますよ」と言いましたか。

証人。

証人（稲森市長）

そのような発言は行っていません。

委員長（百上真奈君）

あなたは資産経営課長に「異動希望を書いてください」と言いましたか。

証人。

証人（稲森市長）

そのような発言も行っていない。

委員長（百上真奈君）

あなたは協議の中で、旧ふれあいプラザの協議の中で、社員Cを解雇するよう法人Bに伝えるよう指示をされましたか。

証人。

証人（稲森市長）

具体的な指示は行っていません。

委員長（百上真奈君）

あなたは法人Bの社員の中で、社員Cを名指しした理由は何ですか。

証人。

証人（稲森市長）

いろいろ市役所に来られて問題行動を起こしていたりとか、あるいは地元調整ができるかどうか、困難があるのではないかとこのように考えていたからです。

委員長（百上真奈君）

あなたは法人Bの社員Cとは、以前からの知り合いですか。

証人。

証人（稲森市長）

挨拶程度でほとんど面識はありません。挨拶程度の知り合いという感じです。

委員長（百上真奈君）

あなたは法人Bの社員Cとの間で何かトラブルはありましたか。

証人。

証人（稲森市長）

特にありません。

委員長（百上真奈君）

あなたが資産経営課長に指示した旧ふれあいプラザの契約解除の理由は何ですか。

証人。

証人（稲森市長）

もう5年近く中心市街地に負の遺産として残っているような状態で、それを解決するというのが私の1箇月前にあった市長選挙での重要な公約でもありました。

ですので、市民の皆さんと約束をした公約を実現するために、契約不履行を起こした事業者とは速やかに解除すべきという指示を出しました。

委員長（百上真奈君）

あなたは令和6年12月26日午前8時45分頃、資産経営課に行きましたか。

証人。

証人（稲森市長）

行きました。何時何分までは記憶は定かではありませんが、朝に行きました。

委員長（百上真奈君）

あなたは令和6年12月26日午前8時45分頃、資産経営課において、旧ふれあいプラザの契約解除について話をし「いいかげんなことばかりして、こちらが指示したことをしないからや」「4年間何もしないで」などと言いましたか。

証人。

証人（稲森市長）

一字一句覚えているわけではありませんが、そういう趣旨の話はしたのではないかと記憶しています。

委員長（百上真奈君）

あなたは資産経営課長にパワハラについて謝罪しましたか。

証人。

証人（稲森市長）

その場面では、私も少し大きい声を出してしまいましたし、相手からも大きい声を出し合うというような状態になってしまっていたので、こちらも大きい声を出したということについては、謝罪をさせていただいたつもりです。

委員長（百上真奈君）

もう一度最後のところ、「つもりです」と今おっしゃいましたか。

証人。

証人（稲森市長）

そうです。

委員長（百上真奈君）

私からの質問は以上です。

ほかの委員から質問があればお願いします。

福村委員。

委員（福村教親君）

お忙しいところありがとうございます。

少し聞かせていただきます。

先程、委員長の総括尋問の中で、旧ふれあいプラザの事業者である法人Bとの課題解決に向けて、契約不履行を根拠にして、法人Bとの契約について速やかな契約解除を強く指示したという回答がありました。それに間違いはございませんか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

間違いありません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長決裁をし、12月6日付けで事業完了期限を検討する条件について、令和7年1月31日を期限として必要資料を提出できるのであれば、期限の延長を検討するという旨の文書を法人Bに通知しておりますが、これは間違いございませんか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

それも間違いありません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

自ら期限を決裁したにもかかわらず、このタイミングすなわち令和6年12月26日に申立人に法人Bとの契約解除を迫ることは、正当な業務命令と考えますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

後ほど幾つか理由は述べたいと思うのですが、極めて正当な理由であるというふうに確信をしています。

いいですか。

委員長（百上真奈君）

まだ続きがあるのであれば、どうぞ。

証人。

証人（稲森市長）

まず一つの理由なのですけれども、ちょうど私が市長に就任して1か月という間もない時期でした。前市長時代からの政策変更を責任を持ってやらなければいけないということで、数多くの政策変更を矢継ぎ早に指示をし、論争もしていた時期ではあるのですけれども、文書を決裁するに当たって、今申立人になっている管理職から一つ誤った、虚偽の説明を、後々分かったのですけれども受けました。

それは一つは、契約解除をすれば違約金を受け取れなくなる。という説明を受けました。

もう一つは、法人Bの当時の関係者から、現在の申立人が「私が市長の間に入ってあげている。反対するのを抑え込んであげている。」というような趣旨の甘い発言をしていたということの関係者から聞いた。

この二つがあって、そういうことも踏まえて、1月31日まで期限を延ばすというのは、もう契約不履行は起きていた状態で、契約書の中には無催告解除という極めて強い権限も持っていたので、速やかに契約解除をして、旧ふれあいプラザを負の遺産にさせないというのは、市長公約に基づいた適切な正当な指示だったというふうに考えています。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

あなたがおっしゃった、違約金を受け取れないというのと、もう一つ今のと二つの理由ですね。それは、12月6日付けで市長が決裁をするときには把握されてなかったのですか。決裁後にそれを知ったということですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

当然就任してすぐに、もう当選した次の日の記者会見でも旧ふれあいプラザの契約解除を、もう11月の時点で契約不履行になっていたのかちょっと定かではありませんが、もう一方的に契約解除ができる状態にありました。

速やかに解除をして中心市街地の再生に取り組んでいかなけれ

ばいけないと、旧ふれあいプラザの解体も含めて考えていかなければいけないということは、もう就任後すぐ指示をしていたのですが、はっきり言って、これについては資産経営課からは抵抗を受けたという認識があります。

その話合いの中で、なぜ速やかに契約解除をしないかという根拠の一つに、契約解除をしてしまうとおよそ 5,700 万円ほどだったと思うのですが、この違約金を受け取れなくなるという説明があった。

それならば、もう少し 1 月 31 日まで引き延ばすのもやむを得ないかなという感覚で決裁はしたのですが、後々に契約書を読み返してみたりとか、自分でもいろいろ調べる中で、契約解除と違約金を受け取る権利の消滅ということには関係がないということが分かったというのが、その決裁が済んだ後に多分 12 月 26 日の少し前ぐらいだと思いますけれども、そういうことです。

委員長（百上真奈君）

よろしいですか。

福村委員。

委員（福村教親君）

ではですね、本件が発生したのは令和 6 年 12 月 26 日であり、令和 7 年 1 月 31 日までである意味法人 B からの回答を待っている時期であるのだけれども、今のあなたがおっしゃった理由で、それは不自然ではないというお考えですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

そもそも契約には無催告解除という伊賀市側にとって強い権限がありますので、例えばその 1 月 31 日までの間というのは、融資証明ですね、要は契約を続ける、資産経営課としては、私の思いに反して契約を続けるための条件として、融資証明などの必要書類の提出を求めている期限に過ぎず、その期間であったとしても、契約解除する権限というのは、当然伊賀市にあるものだというふうに認識しています。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

令和 6 年 12 月 26 日の前日に、法人 B の社員 C さんとお会いした記憶はありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

そこは記憶は全くないです。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

その当日の夜に、社員CさんがSNSに投稿されています。それを確認しますと、前市長が稲森市長のクレイジー発言があった、それに対して公開質問状を持参して市長室の前まで来られたと。この社員Cさんが同行されてその場にいたというようなSNSの投稿があるので、そういう事実は確認されていますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

記憶にないことはしゃべってはいけないことになっていますので、その日付は定かではありませんが、前市長がおられたり、社員Cが来て、後ろで写真を撮っていたという出来事がどこかであったのではないかなという感覚はあります。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

今の回答、記憶が前市長と社員Cが後ろで写真を撮っていたのは記憶にあるということですか。ごめんなさい、再度確認。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

時期とか日付は記憶ありませんが、そういう出来事があったということは認識をしています。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

先程あなたがおっしゃいましたが、社員Cが何か伊賀市にとって不利益を与えたような印象をお持ちのところはありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

そういうパパラッチ的な行動であつたりとか、市役所のいろんなところへ来て名刺を配っているという話もこれは職員から報告も受けていたので、それが当時契約している法人Bは、やはり地元との調整というのが何よりも大事な問題であつたので、そういう問題のある行動をしていることについては、地元調整をする役割としてはいかなものかというような感覚は持っていました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

社員Cを雇用している法人Bが信用できないから、今すぐ契約解除しなさいと指示されたと言言があるのですけれども、その何をもって社員Cというのは、今あなたがおっしゃった、名刺を配っていたり、パパラッチ的な行動が目に見えるものがあつたから信用できないというふうに思われていたと理解してよろしいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

まず法人Bとその彼が社員Cでいるかいにかかわらず、法人Bとは契約解除を市長公約に据えて、そのことを指示していたわけなので、その社員Cが法人Bに雇用されているかどうかというのは、契約の解除とは何ら関係はございません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

再度聞きます。

社員Cを雇っている法人Bが信用できない会社だから今すぐ契約を解除しなさいという指示はしていない、そういう発言はしていないということによろしいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

社員Cの行動の不適切さについては、庁内で話し合いをしたことはありますけれども、そのことを理由にして、民間事業者の社員を解雇するというのは、市にそもそもない権限ですから、それは当然できないものだというふうには認識していますので、その社員がいるかどうか

かということで、契約解除を求めたものでは一切ありません、そこは。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

法人Bにも複数の社員がおられると思うのですけれども、今までのあなたの証言によると、社員Cというのが連続して出てきます。複数いる社員の中でなぜ、今それは意識していなかったとおっしゃるのだけれども、なぜその社員Cに固執をして名指しで、なぜ社員Cを特定したのですか。それが理由で契約を解除しなさいという指示も出していないということによろしいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

それは、市役所の担当課や議会にも来て名刺を配り歩いていたりとか、パパラッチ的な行動をとっていたという方は他にはその会社におられなかったからで、契約の解除というのは、契約不履行をして、旧上野ふれあいプラザが市街地の中で負の遺産になっているということに基づいて指示をしたものであるので、そのこととは何ら関係はございません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

私的感情が入った命令ではなかったと断言できますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

そもそも一箇月前にあった市長選挙の公約で、旧上野ふれあいプラザ跡地活用を解決していくということは公約に掲げていましたので、市民の皆さんに公約実現を果たしていくという決意のもと指示したものです。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

先程の委員長の総括尋問の中でちょっと聞き取れなかったので、再度確認させてください。

あなたは、申立人に対して「あなたの処遇も考えますよ。異動希望

を書いてください」という言葉は発していないと証言されましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

はい、そのような認識を持っております。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

その次に「いいかげんなことばかりして、こちらの指示したことをやらないからや。」「4年間何もしないで。」、この発言についてはどうですか。再度聞かせください。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

一字一句合っているか分かりませんが、「4年間放っておいてどうするんや」というような趣旨の発言をしたことは記憶をしていますし、「いいかげんなことをした」というような発言も記憶はしています。

それは、先程言いました、私に対して事実と異なる説明をしていたことですか、相手方に対して甘い発言をしていたというようなことに対して指摘をしたものです。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

すいません、ここで大事なところです。

趣旨ではなくて、一言一句「4年間何もしないで」と発言しましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

どこまで答えればいいのか。明確な記憶でないと答えてはいけないというふうにあったのですけれども。

委員長（百上真奈君）

記憶に基づいて証言してください。

証人。

証人（稲森市長）

そのような趣旨の発言をした記憶はございます。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

1年半以上の前のことですので、今は覚えていないということですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

そのような趣旨の発言をした記憶はございます。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

その頭のほうの「処遇も考えますよ」「異動希望を書いてください」、これは発言していないと断定できる記憶があるということですね。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

そこについては、また違う言葉を使ったという記憶があって、「公務員として従う義務があるんだ」というような発言であったり、「仕事をやる気あるのか」というような発言をしたというのは記憶しています。

委員長（百上真奈君）

今のことですけども、「あなたの処遇も考えますよ」「異動希望を書いてください」というのを、もう一度改めてですけども、電話でお話しされたのか、それは違うのであれば、今のような公務員として従う義務があるのか云々かんぬんは、電話でお話の中でお話しされたのか、若しくはその場でもお話をされたのか。

証人。

証人（稲森市長）

電話で話したというふうに記憶しています。

委員長（百上真奈君）

他にございませんか。

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

お忙しい中ありがとうございます。

最初に電話をされたと聞いておりますが、その電話をされた後にもう資産経営課のカウンターに行かれたのはなぜですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

指示をした内容が全く伝わっておらず、内容が理解されていないというふうに考えていたので、改めて伺いました。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

市長が資産経営課に行かれたときに、申立人に何とおっしゃったのかもう一度再現してもらいたいです。

委員長（百上真奈君）

記憶に基づいて話してもらおうということですね。

証人。

証人（稲森市長）

「いいかげんなことをして」というような発言をしたというような記憶をしていますが、もうすぐに財務部長が止めに來たので、そこでのやりとりというのは、数十秒あったかどうかというところだと思います。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

財務部長が止めに入ったことは、証言でもそれは確認できています。財務部長が止めに入ったということは、市長のほうも大きな声で話していたという状態だったのでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

一時的にお互いに大きな声の応酬になったというふうには認識しています。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

そのときに、他の職員の方は何人ぐらい聞いていらっしゃったの

か、どういう状況だったのか、カウンターでのことを教えてください。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

カウンターですので、何人かおられたと思いますけれども、数までは把握していません。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

その後、エレベーターの付近に部長と３人で行かれたのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

そのように記憶しています。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

そのときに、この証言の中で市長から「うるさい、うるさい」との発言があったとありますが、何に対して「うるさい」とおっしゃったのか覚えていますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

何に対してかは今ちょっと記憶にないのですが、申立人からも大声で怒鳴られたというような感覚があるので、その応酬の中でのことです。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

申立人から怒鳴られたとおっしゃいましたが、どんなことで怒鳴られたのか覚えていらっしゃいますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

こちらが「いいかげんなことをして」ということに対しての反論だったのかなというふうに思います。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

もう一度聞かせてください。

具体的にいいかげんなことというのは、もう一度教えてください。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

ですので、私の立場は市長公約に基づいて、旧ふれあいプラザは契約解除しなければならない。資産経営課としては、契約を維持しようとしていたわけなのです。前市長も維持しようとしたわけです。

そこで意見の対立があって、これは当然市長公約なので、法的にもこちらが職務命令を出したら従ってもらわなければいけない、法的な義務が当然あるわけなのですけれども、それに対して、私に対して、契約を解除すれば違約金を受け取れなくなるというような、誤った、間違った事実と違う説明をしていたということと、事業者の法人Bに対して、申立人が「私が間に入って市長の反対するのを押さえ込んであげているんだ」というような、非常に甘い発言をしていた。このことに対して、当時非常に辛く悲しい思いを私自身していたということははっきり覚えています。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

この甘い発言をしていたというのは、どこの誰から聞かれたのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

当時、その法人Bにおられた方から、このような発言があったよというようなことを聞いたというのは記憶しています。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

それは確認できているのでしょうか。大事な発言だと思うので、そのことで市長が「いい加減なことばかりして」と発言されたことになるので、それは確実に確認できているのでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

法人Bの方がどの場面を見てそう感じたのかは定かではありませんが、伊賀市としてこの百条委員会に提出させていただいた協議録の中でも「市長の反対を抑えている段階なんだから」というような文言というのは認められるというふうに思いますし、まず事業者に対して早く融資証明などの書類を出しなさいということを強く当時の資産経営課長は言っているかと思うのですけれども、融資証明を早く出しなさいということは、私の意に反して、契約継続をさせようという動きだというふうに思っています。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

ちょっと質問を変えさせてください。

今までの証人尋問の中でも、処遇のことなどの発言があったと聞いていますが、市長は本当にそういう発言はされなかったのでしょうか。もう一度確認させてください。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

先程もお答えしたとおり、そのような発言を全くしていないというふうに認識しています。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

違う方面から質問させていただきます。

12月26日の午前中に財務部長が副市長に報告したという証言をいただきました。12月27日以降、市長は副市長とお会いになったことがございますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

副市長とは一心同体ですので毎日顔を合わさせていただいています。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

翌日は仕事納め日だったと思うのですが、会う機会がありましたね。その時に、副市長はその報告に対して、市長に何か物を申したことがございますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

この件が問題になっているという報告は誰からも受けていなくて、今年の6月になって、西口議長から初めて聞かされたということです。

委員長（百上真奈君）

他の委員から質問ございませんか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

本委員会は百条委員会なので、正直に記憶に基づいて答えてもらいたいのですが、あなたは法人Bの社員Cについて「解雇しなさい」とか、「解雇できないか」とか、「解雇するように伝えなさい」とか、そういうことを財務部の職員に言ったことはありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

「解雇しなさい」とか、「解雇するように伝えなさい」と言ったことはありません。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

令和6年12月26日の朝、財務部付近でのやりとりのときに、申立人に対して、あなたが話している中で、大きな声を出して威圧をするという形で発言をしたことはありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

お互いの言い合いになってしまったので、大きな声を出したことは謝ったということです。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

その他の発言の内容ですけれども、自分の記憶の中で、例えば人格の否定に当たるものだとか、恥をかかせたい、侮辱をしたいというような発言、意図はともかく、言葉として発言したということはありませんか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

相手の人格を否定する、人格を傷つけるような発言というのは一切していません。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

まず今回の12月26日の出来事について、申立人から報告書が、顛末書になると思うのですが、提出をされていると思うのですが、市長は見えていないのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

先程申し上げたとおり、今年の6月になって、そのようなことがあるというのを始めて西口議長から知らされたというのが事実です。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

そうすると、その決裁というのはどこで止まったのですか。全く市長は存じ得ないということですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

報告書というのはこの事案の案件でしょうか。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

そうです。この事案についてです。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

決裁は一切していません。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

福村委員からも質問がありましたが、法人Bの契約解除、社員Cの解雇、あるいは「あなたの処遇も考えますよ」という意見、「異動希望を書いてください。」こういったことについて、一切知らないという市長の発言なのですけれども、これは改めてお尋ねしますが真実なのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

こういうことは、人事課へ挙がって副市長のところへ行って、問題になっているということを知っているかどうかというご趣旨ですか。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

今申し上げたのは、申立人と市長との電話での会話あるいはカウンターでの会話あるいはエレベーターホール前での会話の中で、そういった発言は市長は全くされていないということで、回答されているのですけれども、それは真実ですかということです。

委員長（百上真奈君）

「そういった発言」とは具体的に何をさしていますか。

北山委員。

委員（北山太加視君）

今の3つのことで、その発言をされていないということですけど、それは真実ですかということです。

3つというのはもう一度言います。

法人Bは会社として信用できない、あるいは社員Cについては雇用の解除をなさいとか、それから、あなたの処遇も考えますよ、異動希望を書いてください。そのことについて、市長は発言をしていないという趣旨の回答をしたと思うのですけれども、それは真実で

すか。改めて聞きます。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

ちょっといろいろ混ざっていて不正確になるので、一つ一つご指摘いただけたらありがたいと思うのですが。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

それでは、一つずつ処理をさせていただきたいと思います。

まず、最初に申し上げた法人Bについて会社として信用できないから契約を解除してくださいというのは、記憶にないという話だったかと思っているのですが、それは真実ですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

法人Bを信用できない理由ですよ、大事なのは。

信用できない理由は、契約不履行を起こしているから信用できないということは言ったかもしれませんが、それは解除する正当な理由になり得ると思うのですが、誰かを雇っているから、誰かを解雇しなければ契約を続ける続けないというような発言をしたという認識はありません。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

先に回答してもらったような形になるのですけれど、法人Bにおられた社員Cについて解雇という発言をされましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

解雇しなさいという指示との意味でしょうか。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

そういうことです。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

そのようなことは言っていないです。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

「異動希望を書いてください」この発言を申立人に対して行いましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

言ったという認識はありません。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

今お答えいただいたことは、市長として真実と言えますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

宣誓もしてありますので、真実です。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

申立人の証言、それから今まで調査してきた中での発言と比べると、市長の今の発言とは食い違いが出てきているように思っております。自分に有利なような形でとしか理解できないようなところなのですけれども。

委員長（百上真奈君）

自分の意見は言わないようにしてください。

委員（北山太加視君）

申立人との会話の中で、激昂する余り自失していたという状況はありませんか。大きな声を出していたということは認められていますが、そういう状況にあったものではありませんか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

先程お答えしたとおりです。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

職員は公務員として市長の指示あるいは命令に従う義務があるとおっしゃったと思っています。このことについて、指示は指示としてあるいは義務というのはあるかと思います。その中で、当然指示を受けたら、行政としては決裁を市長まで上げていくと思うのですけれども、そういう過程のことについて、どのような認識を持たれておりますか。

委員長（百上真奈君）

もうちょっと具体的に質問してください。

委員（北山太加視君）

報告書が上がってきて、こういうふうな行動を行いますとか、こういう取り扱いを行いますという報告書が上がってきて、それを市長として認めていたのですか。

委員長（百上真奈君）

報告書というのはどういうことですか。

委員（北山太加視君）

市長として当選をして、旧ふれあいプラザの件については解決をしていくのだと強い意志を持って取り組んだという発言をされましたよね。そういうことについて、職員は公務員として市長の指示に従う義務があるのだとおっしゃいました。

そのことについて、当然実行に移していく過程の中では決裁をとりますよね。決裁なしで進められるのですか、市役所は。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

決裁はどのような行為を行うかにもよりますけれども、市長公約を実行しなさいというそんな決裁は聞いたことがありませんけれども。北山委員も市役所におられたのでご存じだと思いますが。

委員長（百上真奈君）

北山委員、もう少し整理して質問してください。

委員（北山太加視君）

ちょっと取り違いがあると思うのですけれども、指示を受けたら通常決裁をとりますよね。例えば、契約解除を直ちに行いますとか、

そういう書類をしっかりと市長として確認をされてきていますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

質問の真意がどこにあるか定かではないのですが、就任して間もない頃、この政権交代をする大変さ、政策変更をする大変さというものを、1人で背負っていたような状態でした。その中で、旧ふれあいプラザの契約解除は市長公約であるということを指示をしましたが、違約金をいただけなくなるので、契約は続けてくださいというような抵抗を受けていたという状態です。

ですので、行政の行為として何かを動かしていこうというような段階ではない出来事なのかなというふうに思います。決裁とは関係のない、様々な指示、18歳成人式の見直しも指示しましたし、保育園の民営化の問題も指示しましたし、様々な政策変更の中で...

委員長（百上真奈君）

まず、北山委員の質問がきちんと証人に伝わっているのかということ、そこが疑問なのですが、そこはどうですかね。何を明らかにしようとしているのか整理してください。

北山委員。

委員（北山太加視君）

契約を解除するという指示を市長が出しました。市長がそういうことについて、庁内合意もなしに全て何でもできるのですか。そういう体制にあったのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

質問のご趣旨が分かりませんが、就任をして間もない一箇月経つか経たないかの頃なので、様々議論をしていた段階です。そこから合意形成が得られてくれば、当然決裁をして行政の行為としていろんな契約なり契約解除なりをするかと思うのですけれども、ちょうど政策変更を庁内で数多く議論していただく時期で、ましてや就任して一箇月で何か独裁的にできるようなそんな場所では当然ありません。

委員長（百上真奈君）

北山委員、何を明らかにするための質問なのかを言っていただけますか。

委員（北山太加視君）

権限と実行というところで、職員に対して、適切な会話が成立していたのかどうかというのを聞きたいわけです。それは、申立人の証言と市長の証言との食い違いが出てきていますので、それを明らかにしたいということで、発言をさせていただいたものです。

委員長（百上真奈君）

つまり、申立人ときちんと会話はありましたかということを知りたいということですか。

委員（北山太加視君）

そういうことにつながります。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

どういう状態かという、確かに1月31日までに関係書類を出してくださいという決裁は行われました。法人Bに対して融資証明などの、これは一つ契約を続ける条件としてになり得るということで、1月31日までの書類の提出の期限ですね、契約解除とは関係のないところで、それは渋々認めましたけれども、その理由としては契約解除をしてしまっただけで違約金がいただけなくなるというような、誤った、事実とは違う説明を申立人から受けてきたものであって、決裁の有無についてはそういう状態であるかと思います。

もちろんその後のコミュニケーションは、申立人もレクチャーに来たりというのはその後もあったというふうに思っている、そこはもちろん穏やかな会話を繰り返してしてきたということで、今日、実際に旧上野ふれあいプラザの跡地活用に向けた動きが進んでいるということです。

委員長（百上真奈君）

私のほうから、間違った説明を受けていたということを証言されていますが、1月31日まで延長のことについては12月6日に決裁されていますが、そのことが分かったのはいつの時ですか。

証人。

証人（稲森市長）

それは12月26日の直前だと思います。

契約書とかを読み返したり、いろんな法的な見解を自ら調査をする中で、契約解除をしてしまうと違約金約6,000万円と高額なので、それを私の契約解除を踏みとどまらせるために、私は虚偽の説

明を受けたものだというふうに感じてすごくショックを受けました。これでは市民の期待に応えられないというふうに思いました。

ちょっとこの法的な部分について、補佐人の助言をいただきたいと思うのですけれど。

委員長（百上真奈君）

法的な部分というのは、今の事実が自分なりにいろいろ調べて分かったということですが、それに関してどういうことかということですか。

証人。

証人（稲森市長）

平成 30 年の伊賀神戸駅前バス待機場用地にかかる賃貸借契約に関する百条委員会では、法的なアドバイスとして補佐人が繰り返し発言をしているという前例があるということも申し入れさせていただきたいと思います。

委員長（百上真奈君）

助言の範囲が宣誓及び証言拒絶に関する事項に限られるということで今日は補佐人に来てもらっていますので、証人の記憶に基づいて発言してください。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

間違えた説明だったということがご自身で調べて分かったと先程おっしゃいましたけれど、そこで分かったときに法務への問い合わせをされましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

そこはしてないと思います。

直近に分かって、契約文書の中に契約の解除と違約金の支払いは直接効力としては関係ないというような明確な書きぶりがあったので、自分なりに法的な見解も調べる中で、これは誤った一つの解釈を一方的に伝えられてきたのだなというふうに思って、もうこれは政権交代に対するいじめだなというふうに感じました。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

契約書に文言があったから、特に確かめる必要を感じなかったと

いうことでよろしいですね。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

おっしゃるとおりです。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

上田委員、マイクのスイッチを入れてください。

委員（上田宗久君）

まず、令和7年1月10日に市長・副市長へのレクチャーがございましたね。

そのときに違約金の契約内容について話しされましたですね。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

ちょっとそこまで記憶はないです。

何かご存じのことがあれば。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

契約解除してしまったら違約金をもらうことができないという説明を受けましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

契約解除をしてしまうと違約金が受け取れなくなるという説明は、12月に受けていたと思います。その後のやりとりの中でも、そういう話は聞いた記憶はあるのですけれども、ちょっと具体的に期日までは記憶はありませんが、私は公約に基づいて契約を解除して欲しいと言っているのですけれども、資産経営課からは繰り返し、それをすると、違約金が権利としてもらえなくなるというような説明だったので、非常にそこで悩み苦しんでいたというところです。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

令和7年2月3日にも市長・副市長へのレクがございました。確

か録音テープを聞きましたが、「契約を解除するのと違約金をもらうのとは別だ」という説明をしていた方がいたと思うのですけれど、そういう記憶はないですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

そういう記憶はないです。

委員長（百上真奈君）

他にご質問ありませんか。

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

証人、ありがとうございます。

先程、申立人からの報告で、契約解除をすれば違約金がもらえないということで、ただ自ら調べたら、これは関係ないというか、違約金はもらえるという現状を知って、そのときにちょっとショックだったというお話もありましたが、改めて話し合いの場を設けようとは思いませんでしたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

法人Bに対して、市長の反対を抑えてあげているみたいな甘い発言、対応をしているという話も聞いていたので、契約解除に対しては、全くこちらの思いを酌み取ってもらえなかったものですから、もうそこは諦めていたというようなことです。実際、1月31日が近づいてきて、融資証明などが提出されないという見通しになったので、速やかに契約解除しようという方向に進んでいったということです。1月の後半だったと思います。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

市長が申立人に電話されてから資産経営課に行かれて、そのときに、これは申立書にも書かれているのですけれども、「市長が来課し先ほどの電話の内容について再度言及してきたため、先ほどの電話での発言はパワハラに当たりますよと伝えた。」

このことは間違いはないですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

「先ほどの発言」というのは定かではありませんが、私は大きい声を出してしまったことに対して謝ったということです。

それはお互いの議論の応酬がありましたので、大きい声を出してしまったことについては謝ったというものです。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

「パワハラに当たりますよ」という言葉は聞かれたということですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

そこまでは記憶をしていませんが、このように内容がねじ曲がって伝わってしまうということを、もう大変驚いています。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

先程、謝ったという証言がありましたが、申立人のほうは謝っていただけてないという旨、申立書に書いているのですけれど、実際どういった言葉で謝られたのか教えてください。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

「大きい声を出したことは申し訳なかった」と言ったというふうに思います。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

市長は、特別職としてハラスメント防止の義務があるとの認識はありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

はい、あります。

委員長（百上真奈君）

他の委員から質問はございませんか。

福村委員。

委員（福村教親君）

すいません、再度確認させてください。

本日午前中の申立人の証人喚問のときに、市長に電話を一方的に切られたと。その時に何を感じたかという、脅迫強要と感じた。というような表現をされています。

しかしながら市長は、電話で「あなたの処遇も考えるよ」とか、「異動希望を書いてください」という発言は一切していないと証言されました。

にもかかわらず申立人は、脅迫をされたぐらいの、言わばハラスメント以上の感情を持ったということは、全く話が食い違っているのですが、このことに関してどう思われますか。

何をもって申立人が脅迫と受け取るぐらいの発言の電話のやりとりであったのか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

その受け止め方として、そのようにねじ曲がってしまうというのは大変残念に思います。

なぜそんな事実が曲がって伝わって、このようなことになっているのかというのは、私は分かりません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

ねじ曲がったというのは、ある事実があってその解釈がねじ曲がるということですね。でも、証人の証言では一切言っていないと。

「あなたの処遇も考えるよ」とか、「異動希望を書いてください」というようなことは一切言っていないのに、ねじ曲がるも曲がらないも、何も言っていないものに対して、どうしてねじ曲がるという解釈をされるのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

恐怖を感じたとかについて、なぜそういうような感情になるのか

は分かりません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

何も言っていないのに恐怖を感じたということ自体がねじ曲がっているということをおっしゃるのですね。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

何も言っていないというのは、パワハラの3要件にもありますように、正当な指示をしていますし、契約解除についての虚偽の説明、間違った説明を受けていたということに対して憤りを持つのは当然であろうかと思いますが、継続して就労環境を害したのもありませんし、偶発的な出来事としてのコミュニケーションとしてはしっかり見直していかなければいけないと、今となっては考えていますけれども。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

大事なところでもう一度確認させてください。一番初めですね、法人Bが社員Cを雇用してようが雇用してまいが、契約不履行となっている法人Bが信用できないから、今すぐに契約を解除しなさいと。それは発言されたのですね。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

そこが非常に重要なところだと思います。

正当な指示か不当な指示か入り口が間違っただけで伝えられているということは、これは強く訴えさせていただきたいと思うのですが、私は、これまで中心市街地で負の遺産として放置されてきたような旧上野ふれあいプラザの問題を速やかに解決しなければならないという市長公約に基づいて、すなわち契約不履行という事実に基づいて契約解除を速やかにしてくださいという指示を出した、正当な指示を出したというふうに確信をしています。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

それが社員Cみたいなものを雇っている法人Bは信用ならないというのが、ねじ曲がって伝わっているという理解でよろしいのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

権限のない民間会社の社員を解雇せよというようなことを指示していたのならば、命令していたのならば、それは不当な要求だと思いますけれども、そのようなことは行っていないということです。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

もう一つ確認します。

その後の「いいかげんなことばかりして」とか「4年間何もしないで」というようなニュアンスのことは先程おっしゃったというように証言されました。

以前、市長は記者会見で記者の質問に対し「そういう発言は一切していない」と発言されています。それは今回のこの証言において少しニュアンスが変わってくると思いますが、その発言を撤回されますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

そのような発言という範囲が分からないですけれども、「いいかげんなことをして」というようなことは発言をしたということで、当時から否定はしていないですけれども。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長が記者会見で「そのような発言は一切していない」というコメントを出しているのですよね。その「一切」がこちらにも分からないのですよ。

申立人が申し立てた一言一句を、初めの「異動希望」から、最後の「いい加減なことばかりして」「4年間も何もしないで」までを一括してそれを一切言っていないと受け取るのが当たり前だと思

うのですけども、それを一切言っていないということを撤回されるかと今質問しています。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

処遇に係る発言はしていないという意味合いだと思います。

ただ「いい加減なことばかり」とかということについては、就任したばかりの市長に対する説明であったり、あるいは事業者に対する甘い発言であったり、そういうことについては、当然指導をしたという認識です。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

ということは、一切発言したということではなく、発言した可能性を否定できないというような解釈でよろしいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

そのようなことも一切答えていません。処遇に係る発言は否定しました。

ただ、公務員の行為としてこれはふさわしくないと、市長に対する説明であったり、相手方の事業者に対する対応であったり、あるいは公約をお示ししている市民の皆さんへの対応であったりということについて、これは「いい加減ではないか」というような発言はしました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

それが、今証人が証言された内容を申立人には言っていない。今言うような丁寧な説明をされていないので、簡潔に「いい加減なことばかりして、こちらが指示したことをしていないではないか」とか「4年間何もしないで」という言動になって、そのニュアンスでおっしゃって、そのことに関して、記者会見でそういう発言は一切していないとコメントされているから、その発言は、撤回されますかと聞いています。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

記者会見でそのような趣旨の発言をそもそもしていません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

もう一度質問してもらえますか。

委員（福村教親君）

証人が以前の記者会見の中で「そのような発言を一切していない」とコメントされています。一切されていないというのが、先程言いました初めの「あなたの処遇を考えます」から始まって最後の「異動希望を書きなさい」そこは強く否定されました。発言していないと先程証言されました。

後の「いい加減なことばかりして、こちらが指示したことをしないからや」「4年間何もしないで」に関しては、先程、証人がいろんな思いがあってその趣旨の発言をしたと証言されたから、ここまでが今言う記者会見の市長のコメントが「一切していない」というふうに私は受け止めていたもので、一部に関してはそれっぽいニュアンスの趣旨のことを言ったと今証言されたから、それを撤回されるのですかと聞いているのですが。

委員長（百上真奈君）

委員長のほうから。

新聞報道を通して質問されているのですけれども、今この委員会に提供されている新聞報道のところで確認しますと、「いい加減なことばかりして」という部分は逆に出てきてないのです。

この中の文言として「職員が異動希望を書いてください。あなたの処遇も考えますよ。との発言を受けたと訴えていることには、そういった発言は一切していないと認識していると、全面的に否定した。」これあくまでも新聞報道の文章をそのまま読みました。

よって、「いい加減かげんなことばかりして」というようなことについては新聞報道には出てきておりません。

福村委員。

委員（福村教親君）

そうですか。

はい、分かりました。今理解しました。

本日午前中の申立人の証人尋問まで今まで数名の方の証人尋問をさせていただきました。その内容を全て把握されておりますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

全ては把握してございません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

最後にもう一つもうこれだけ聞かせてください。

今市長のおっしゃることと、どの部分が一番食い違っていると思われるますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

やはり私の市民の皆さんにお約束をしてきた公約、そして政策がねじ曲げられて進められようとしたということだと思っています。今は違いますけれども、市政のスタートの時期において、このような残念なことがあったというふうに考えています。

もちろんこのテーマだけではないですけれども、市長が代わって政策を変えていく、一人で背負っていかねばいけない難しさというのはひしひしと感じました。市長という市民から負託を受けた立場と職員側の立場というのは、また違うのだなというふうに感じました。

委員長（百上真奈君）

よろしいですか。他にありませんか。

上田委員。

委員（上田宗久君）

今の市長の証言を聞いて思うところは、当時12月26日のにらみ合いと、今違約金も貰えた今の状況と、申立人に対する感じ方が違ってきていますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

当時はエレベーターの前で揉めたりとかしましたけれども、今となって着実に政策が進んできたので、これは資産経営課を含めて申立人の方も含めて、全ての職員の皆さんのご尽力、このことに対しては大変感謝をしているところです。

委員長（百上真奈君）

他にございませんか。

私のほうからちょっと確認をさせていただきたい。

途中の証言の中でもあったか分からないですけど「あなたの処遇も考えますよ」とか「異動希望を書いてください」これは一切言っていないということなのですけども、別の言葉で言ったかもしれないみたいなことを先程の質問の中でおっしゃいませんでしたか。

証人。

証人（稲森市長）

いや、言っていないです。

委員長（百上真奈君）

では改めて、別の言葉で言ったようなことが証言の中にあったように思ったのですけれども。

よって、このことについて一切言っていないという証言なのですけども、これに代わるようなやりとり若しくは証人からの発言は、そのときの電話の話の中で何かありましたか。

証人。

証人（稲森市長）

処遇に関する話はないです。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

委員（赤堀久実君）

先程の私の質問の中で、市長は申立人から契約解除すれば違約金がもらえないとの説明を受け、現実には調べたらそれは関係ないということだったので、後々その話し合いはできなかったのですかと言うと、気持ち的にそういう感じではなかったということだったと思うのですが、例えば、これから市長自身が言葉を発することに対して、職員の職務に対して与える影響をどのように感じておられますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

市長になって一箇月の出来事で、今まだ2年経っていないですけども、そこは非常に悩みながらも、丁寧にコミュニケーションをしながら努力をしている。自分自身も成長しなければいけないな

と常に思いながら、市民の皆さんの期待や政策を背負ってここへ乗り込んできていますが、千人程度の職員の皆さんもそれぞれ課や部の利益があって、そことのお互いの調整が、横串というようにいろいろな調整を図ったりして政策を進める難しさというのはもう痛いほど分かってきました。

ですので、悩みながらもぶつかりながらも丁寧にコミュニケーションをとってやっていこう、そして市民の皆さんの期待に応えて、政策を実現していこう、そして課題を先送りすることなくスピード感を持って解決していこうということに、もう全身全霊をかけて今取り組んでいるという気持ちです。

もっともっとこれからもコミュニケーション能力を磨いて議会の皆さんとのコミュニケーションもしっかりやっていきたいというふうに思っています。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

委員（赤堀久実君）

そうであるならばですけれども、先程の質問なのですが、市長自身が発言することに対して、職員の職務環境に与える影響を、今回の事案を受けて、どんなふうに今思われていますか。

市長の思いは分かったのですが、職員側からしてということですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

当時の出来事としては明確にパワーハラスメントを否定させていただいて、市民の皆さんと約束をした公約実現に基づいて、旧上野ふれあいプラザの問題を解決していこうという正当な指示を行うプロセスの中での出来事だと思うので、パワハラだということには認識をしていませんが、コミュニケーションの大切さというのは日々感じながら、市長の発言の重みを感じながら取り組んでいるというところです。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

委員（赤堀久実君）

市長は今、特別職によるハラスメントに対する対応は十分機能しているというふうに感じますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

ちょっとそこまでは承知していません。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

委員（赤堀久実君）

承知していないというのは、特別職からのハラスメントに対して制度的にしっかりなっているかどうかというのは把握されていないということです。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

ですので、今回の件も今年の6月に議長から聞いたというのが実情なので、私のところに届いていなかったというのも、それは問題だなというふうに思っているので、今後検討していかなければならない課題だというふうに思っています。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

委員（赤堀久実君）

今回の同様の事案が再発しない保証というのはありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

まずパワーハラスメントを否定していますので、パワーハラスメントというのではないというふうに、今後もないというふうに確信をしています。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

委員（赤堀久実君）

パワハラに関しては否定をされています。

ただ疑いがあって、今回のこういうことがある。もちろん疑いがあるということで事実確認の百条委員会ですけれども、そういう誤解を招くような、市長として発言を注意すべきだと感じているかどうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

一方で先程から申し上げているように、市長に対して事実と違う説明をするということは、これは公務員としてあってはならないことなので、契約解除云々の話です。これは市民の期待に応えられるものではないので、このことに対しては市長という立場で適切な方法で職員に対してしっかり指導していかなければいけないということは思っています。

自らの指示の出し方ということも、しっかり考えていかなければいけないということは思って、あの時は一箇月でしたけれども、今何とか1年9箇月ここまでやってきたということです。

委員長（百上真奈君）

他の委員の皆さんから質問ありませんか。

福村委員。

委員（福村教親君）

エレベーター付近でもみ合ったときに、申立人から「契約解除の指示は市長からの指示ということですね。」との確認に対して「そうです。」と答えられたとのことですが、それは間違いないですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

それは間違いないです。

そこはすごく記憶して、やっところらの指示が理解されたのだという印象は残っているので、そこは記憶しています。

委員長（百上真奈君）

福間委員。

委員（福村教親君）

もう一度確認させてください。

申立人の回答書によると「特定の職員を雇用していることが会社として信用できないので、今すぐ契約を解除するように指示してきました。申立人が、民間の従業員に対してこちらから解雇するようには言えないこと、それを理由に契約解除するのは正当な理由にならないことを伝えると、市長は、正当な理由があるでしょ。やらないなら、あなたの処遇も考えますよと話した。」とあります。

このことに対して申立人が「それはどういうことですか」と問うと市長は「もういいです。分かりました。異動希望を書いてくださ

い。」と言ったので、「異動希望は私が決めることですので、市長に指示されるものではないです。」と返すと、「もういい、異動希望を書いてください。2回重ねていったと、午前中の証言でも言っています。

これは虚偽ということですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

はい、そう思います。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

委員（赤堀久実君）

もう1点だけ確認させてください。

申立書の中に、電話のやりとりの中で申立人の発言として「以前も言いましたが、民間の従業員に対してこちらが解雇するようには言えませんし、それを理由に契約解除するのは正当な理由にならないでしょう。」とありますが、「以前も言いましたが」とは、これが初めてではなく、以前にもあったというようなニュアンスに捉えられるのですけども、以前にこういったやりとりはありませんでしたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

「解雇しなさい」という指示は一度もしたことはありません。ただ、社員Cの市庁舎内の行動について、ネガティブな話合いだったとか、問題あるよねというような話し合いはもちろんしたことがありますけれども「解雇しなさい」というようなことを指示したということは一切なくて、では解雇したら契約を続けていいのかという問題ではありませんので、公約に基づいて契約解除を指示したということです。

委員長（百上真奈君）

よろしいですか。

他に委員の皆さんから質問ありませんか。

大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

委員長（百上真奈君）

はい、他に質問がないということですので、以上で市長に対する証人尋問は終了いたします。

証人におかれましては、ありがとうございました。

ご退席いただいて結構です。

(証人 退席)

委員長（百上真奈君）

ではこれをもちまして、本日の証人尋問を終了いたします。

次に、第2項「その他」についてを議題といたします。

これまでの証人尋問10名について、本日で終わりました。

また、提出された資料も皆さん見ていただいているのですけれども、これまでの証人尋問とか、提出された資料を参酌していただいて、今後、再度証人として呼びたい方、また改めて証人として証言をお聞きしたいと思う方、さらに追加の資料の請求がありましたら、いずれも議決する必要がありますので、このことについてご協議いただけたらと思うのですが、どうでしょうか。

福村委員。

委員（福村教親君）

これ全く申立人と市長の証言が食い違っているのですよね。

最後の私の尋問に対して、市長は申立人の申立てが虚偽と言う証言をされました。これに対して申立人にも言い分があると思うのですよね。

虚偽とまで言われているので、私はもう一度申立人の言い分を聞く必要がないのかなと思うのですが、委員の皆さんの意見を聞かせてください。

委員長（百上真奈君）

もう一度、申立人に対して尋問を求めたいということですね。

委員の皆さんどうですか。

上田委員。

委員（上田宗久君）

言い分の食い違っている部分について申立人の思いもあると思うので、それも聞いたほうがいいのではないかと思います。

委員長（百上真奈君）

他の皆さんのご意見をお願いします。

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

虚偽という言葉がどうなのだと思います。もう一度申立人を呼ん

で証人尋問を行っていただきたいと思います。

委員長（百上真奈君）

他の委員の皆さん、今福村委員から、再度証人として呼び出した方は申立人だということでありまして、何人かの賛同の意見もありましたが、どうでしょうか。ご意見なしでいいですか。

（発言する者なし）

委員長（百上真奈君）

そうしたらまず、再度証人として呼び出したい方として、申立人ということで議決することよろしいでしょうか。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

委員長（百上真奈君）

分かりました。

ではもう一度証人として呼び出す方は申立人ということにします。

そのほかに、再度証人として呼び出したい方、また、改めて新たに証人として呼び出したい方、追加の資料についてはございませんか。

上田委員。

委員（上田宗久君）

副市長の今まで全然知らなかったと、このことについて1年半以上なります。この対応について、副市長にもう一度お伺いしたいと思います。

委員長（百上真奈君）

上田委員から、再度証人として呼び出したい方に、副市長をと、その理由は、なぜ1年半もの長期にわたってこの問題について取り扱わなかったのかということですかね。

福村委員。

委員（福村教親君）

それに関しては、副市長の証人尋問のときに証言されていると思います。なぜ1年半あったのか、再度聞く必要はないと思います。

委員長（百上真奈君）

例えば、そういった仕組みがなかった、制度がなかったとかそういったことは確かにあったと思う。そういったことはおっしゃっていただかなと思います。

他に皆さんどうでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（百上真奈君）

申立人を再度証人と呼ぶということで議決いただきましたので、これで次回百条委員会を開くということにさせていただきます。

申立人を証人として、再度出頭要求することを決めていただきました。

日程については、9月定例会会議も始まり、相手の方との調整もありますが、9月2日本会議終了後、若しくは9月11日一般質問の終了後などでいかがかと思っているのですけども、どうですか。

（9月2日と発言する者あり。）

委員長（百上真奈君）

9月2日ですね、分かりました。

では、証人の方と調整をしますので、よろしくお願いします。

これまでの尋問内容等の整理については、追加の証言を求めることになりましたので、それも含めて整理したいと思いますので、時間を少しいただくということで、ご理解をよろしくお願いいたします。

次回の委員会は、再度証言を求める場にします。

通知は追っていたしますのでよろしくお願いいたします。

では本日の委員会を閉会いたします。

御苦勞さまでした。

（午後2時32分 閉会）